

# 大阪市内における工業の概況

平成 15 年工業統計調査(指定統計調査第 10 号)は、平成 15 年 12 月 31 日現在で日本標準産業分類による大分類 F - 製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く)を対象として実施されたが、その基本調査項目に関する数値がまとまったので公表する。

なお、この結果数値は本市で独自集計したものであるため、後日経済産業省が公表する数値と若干相違することがある。

## 利用上の注意

- 1 この数値は、製造・加工または修理を行っていない本社・本店、操業準備中、操業開始後未出荷、休業及び廃業の事業所を含まない。
- 2 事業所数は、平成 15 年 12 月 31 日現在の数値である。
- 3 従業者数は、平成 15 年 12 月 31 日現在の常用労働者、個人事業主及び無給家族従業者数の合計である。
- 4 現金給与総額は、平成 15 年の 1 年間の常用労働者に対してきまって支給された給与(基本給、諸手当等)及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額の合計である。
- 5 原材料使用額等は、平成 15 年の 1 年間の原材料、燃料及び電力の使用額及び委託生産費の合計である。
- 6 製造品出荷額等は、平成 15 年の 1 年間の製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、その他の収入額の合計である。
- 7 生産額、付加価値額及び年間投資総額は、従業者 30 人以上の事業所のみの数値であり、その算式は次のとおりである。
  - (1)生産額 = 製造品出荷額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額)
  - (2)付加価値額 = 生産額 - 製造品出荷額に含まれている内国消費税額 - 原材料使用額等 - 減価償却額
  - (3)年間投資総額(有形固定資産) = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減額(増加額 - 減少額)
- 8 寄与率の算式は次のとおりである。
$$\text{寄与率} = \frac{\text{各分類別の対前年増減額}}{\text{各分類別対前年増減額の総数}} \times 100$$

寄与率とは、ある内容の変化分の全体的変化分に対する構成割合である。

9 本文、表及びグラフ中の産業分類名には次の略語を用いた。

- 09 食料品製造業:食料品
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業:飲料・飼料
- 11 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く):繊維
- 12 衣服・その他の繊維製品製造業:衣服
- 13 木材・木製品製造業(家具を除く):木材
- 14 家具・装備品製造業:家具
- 15 パルプ・紙・紙加工品製造業:パルプ・紙
- 16 印刷・同関連業:印刷
- 17 化学工業:化学
- 18 石油製品・石炭製品製造業:石油・石炭
- 19 プラスチック製品製造業:プラ製品
- 20 ゴム製品製造業:ゴム製品
- 21 なめし革・同製品・毛皮製造業:なめし革
- 22 窯業・土石製品製造業:窯業・土石
- 23 鉄鋼業:鉄鋼業
- 24 非鉄金属製造業:非鉄金属
- 25 金属製品製造業:金属製品
- 26 一般機械器具製造業:一般機器
- 27 電気機械器具製造業:電気機器
- 28 情報通信機械器具製造業:情報通信機器
- 29 電子部品・デバイス製造業:電子部品
- 30 輸送用機械器具製造業:輸送機器
- 31 精密機械器具製造業:精密機器
- 32 その他の製造業:その他

10 「産業 3 類型」の分類は次のとおりである。

- 基礎素材型:木材、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラ製品、ゴム製品、窯業・土石、鉄鋼、非鉄金属、金属製品
- 加工組立型:一般機器、電気機器、情報通信機器、電子部品、輸送機器、精密機器
- 生活関連型・その他型:食料品、飲料・飼料、繊維、衣服、家具、印刷、なめし革、その他

11 平成 14 年 10 月 1 日より日本標準産業分類が改訂され、「新聞業」「出版業」が工業統計調査の対象外となり、「電気機械器具製造業」が「情報通信機械器具製造業」「電子部品・デバイス製造業」「電気機械器具製造業」に 3 分割となり、「武器製造業」が「その他の製造業」に含まれた。